

総務委員会資料

平成25年7月26日

請願第61号

「学校施設開放における体育館利用の受益者負担の適正化」における子どもが主体の団体使用に対する減免処置に関する請願

請願第63号

「学校施設開放における体育館利用時諸経費の受益者負担の適正化」に関して、小学生対象利用団体に対する適用免除・減免の措置に関する請願

資料1 学校施設有効活用事業における受益者負担の適正化について
(概要)

資料2 市民意見募集等の結果

資料3 利用実態等を踏まえた受益者負担の適正化について

資料4 受益者負担の適正化の実施に向けた今後のスケジュール

参考資料 川崎市財産条例（抜粋）

教育委員会

学校施設有効活用事業における受益者負担の適正化について

●背景

- ・川崎市では、校庭、体育館、特別教室等の学校施設を、地域における市民のスポーツ・レクリエーション、生涯学習、文化活動、市民活動などの場として、学校教育に支障のない範囲で開放する、学校施設有効活用事業を行っている。
- ・現在、校庭夜間開放の照明電気代等を除き、その経費は公費負担となっている。

●受益者負担の適正化に関する検討の経過

- ・平成21年度の包括外部監査で「学校施設の開放に係る体育館電気代等の諸経費については、利用者に一定の受益者負担を求めることが望ましい」との監査意見が出される。
- ・「川崎市新たな行財政改革プラン～第4次改革プラン～(平成23～25年度)」においては、体育館電気代等の諸経費について平成25年度に受益者負担を導入することとしている。
- ・教育委員会では、平成22・23年度に「川崎市立学校施設有効活用あり方検討委員会」を設置して、受益者負担についての検討を行い、「体育館の照明の電気代は、負担を求めるべき」、「受益者負担の導入にあたっては、開放運営委員会による円滑な運営や、地域と学校の良好な関係が継続していく様子に、充分な配慮が必要」等の報告が出された。また、この間に市民及び利用団体アンケートを実施した。

●受益者負担の適正化における概要

- ・学校体育館の施設開放での利用について、川崎市財産条例に基づき教育委員会規則で使用料を規定する。
- ・使用料は、体育館の規模、設備等によって平均電気単価等から算出した光熱水費に徴収経費を加算して、段階を設けて設定する。
- ・使用料の額は、平成24年度の学校における電気代等の実績を参考に、学校の体育館ごとに1時間あたり150円から500円で設定する。
- ・支払いについては、事前に利用券を購入して利用申込書に貼付する方法とし、利用券は、コンビニエンスストアでの販売を予定している。

市民意見募集等の結果

●市民意見募集の結果概要

- 受益者負担の適正化の円滑な実施に向けて、利用団体を中心に意見を募集したところ、263通（346件）の御意見があった。

[募集期間：平成25年2月15日(金)～3月21日(木)]

意見分類	計(件)
(1) 子どもや障がい者団体等の利用に関すること	67
(2) 使用料の金額に関すること	32
(3) 支払い方法など手続きに関すること	78
(4) 徴収の対象となる利用に関すること	112
(5) その他	57
合 計	346

[各分類の意見要旨]

- (1)・子どもたちのために使用する学校施設の使用料の徴収に反対。子どもに関わる活動は、税金でまかなって欲しい。
 - ・利用団体の中には障がい者（手帳を持っている）団体がある。その団体には電気料金の免除をお願いしたい。
- (2) 使用料の目安が1時間あたり250円ということだが、負担が大きい。段階的に引き上げるなどの配慮が欲しい。
- (3) 利用報告書に利用券を貼る方法がいいと思う。
- (4) 日中照明を使用せず、長時間体育館を使用する団体が施設利用代を負担する一方で、屋外を使用する団体に負担がないのは不公平に感じる。
- (5) 適正に算出された経費の応分の負担であれば、やむを得ないと考える。ただし、運営に携わる方々の業務負担が過度に増えないよう望む。

●教育長あて要望書の提出について

- 平成25年5月に(社)川崎市子ども会連盟から、「子どもたちの健全育成の活動の場であり、その使用料については全額免除してほしい」旨の要望書が教育長あてに提出された。

利用実態等を踏まえた受益者負担の適正化について

●登録団体数と活動内容

- 平成 24 年度の体育館利用登録団体は 1,714 団体

そのうち、一般の団体は 1,101 団体、子どもの団体は 604 団体、障がい者団体は 9 団体
〔一般の団体〕

主な活動内容（種目）	団体数
バレー・ボール	516
バドミントン	164
バスケットボール	153
卓球	58
太鼓	22
剣道	21

〔子どもの団体〕

主な活動内容（種目）	団体数
ミニバスケットボール	82
バレー・ボール	74
器械体操・新体操	45
一輪車	33
バドミントン	32
空手	32

●子どもの団体の利用状況

- 子どもの団体について、平成 24 年 1 月から 12 月までの 1 年間の利用実態調査を実施。（各区小学校 2 校・中学校 1 校、計 21 校を抽出して集計）

利用状況	全体(21 校)	うち子どもの団体	全体比
回 数	7,348 回	2,226 回	30.3%
時 間	17,930 時間	6,439 時間	35.9%
人 数	149,861 人	47,729 人	31.8%

●障がい者団体の利用状況

- 障がい者団体は、主に特別支援学校の卒業生を中心に構成され、1 回 2 時間、月 2 回から 2 ヶ月に 1 回程度利用しています。いずれの団体も、年間を通してバスケットボールなどのスポーツやレクリエーション活動を行っている。

●利用実態等を踏まえた受益者負担の適正化の考え方

- 現在、体育館を利用して活動している子どもの団体は、その多くがスポーツやレクリエーション活動を通じて、子どもの健全育成や体力向上を目的にしているため、これらの活動を支援することは、子どもの健全育成に有効であり、公益性がある。
- 請願や要望書にも記載されているように、各団体は、参加する子どもからの会費を主な活動資金としているため、使用料が発生することによって、各家庭の経済的な負担が増加し、子どもたちのスポーツ、レクリエーション等を体験する機会が減少する恐れがある。
- 障がい者団体の利用についても、スポーツ、レクリエーション活動を通じた、地域で自立した豊かな生活や健康増進等への影響が懸念される。
- 以上のことから、次の団体の使用料を免除とする。
 - 子どもの健全育成を目的とし市内に在住する義務教育終了前の子どもと指導者その他活動を支援する者で構成する団体。ただし、構成人数の半数以上は子どもであること。
 - 障がい者の社会参加等を目的とし、主に障がい者と指導者で構成する団体。

受益者負担の適正化の実施に向けた今後のスケジュール

●平成25年7月30日 教育委員会臨時会

「川崎市立学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則」案 審議

●平成25年8月25日(日)から平成25年9月7日(土)利用団体向けの説明会を開催

- | | | | |
|-------------|---------|--------|--------|
| ・ 8月25日 (日) | 午後2時から | 幸市民館 | 大会議室 |
| ・ 8月27日 (火) | 午後6時から | 麻生市民館 | 大会議室 |
| ・ 8月29日 (木) | 午後6時から | 高津市民館 | 大会議室 |
| ・ 9月 2日 (月) | 午後6時から | 教育文化会館 | 大会議室 |
| ・ 9月 4日 (水) | 午後6時から | 宮前市民館 | 大会議室 |
| ・ 9月 6日 (金) | 午後6時から | 多摩市民館 | 大会議室 |
| ・ 9月 7日 (土) | 午前9時半から | 中原市民館 | 多目的ホール |

●平成25年10月 コンビエンスストアにて利用券の販売を開始

●平成26年1月利用分より、学校体育館における受益者負担の適正化実施（使用料徴収）

※ 川崎市財産条例（抜粋）

(使用料)

第3条 行政財産をその用途又は目的を妨げない限度において使用を許可する場合の使用料は、年額、月額又は日額とし、その額は次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める額を基準として市長が定める。

- (1) 土地 時価、近傍類似地の固定資産評価額、使用の態様、立地条件その他の事情を勘案して評定する額
 - (2) その他の物件 時価、取得価額、減価償却額、修繕費、保険料、使用の態様その他の事情を勘案して評定する額
- 2 前項の規定にかかわらず、学校の施設の使用（教育委員会が別に定める学校の施設の使用に限る。）を許可する場合の使用料は使用時間の区分を単位とする額とし、その額は市の近傍同種の施設の使用料（行政財産の使用許可に係る使用料を除く。）又は利用に係る料金の額、使用の態様その他の事情を勘案して教育委員会が評定する額とする。
- 3 行政財産の使用許可に係る使用料の減免については第6条の規定を準用する。

(普通財産の無償貸付け若しくは減額貸付け又は貸付料の減免)

第6条 普通財産は、次の各号の一に該当する場合は、これを無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。

- (1) 国又は他の地方公共団体その他公共団体において、公用若しくは公共用に供するとき。
- (2) 前条第2項に掲げる団体において、同項に定める公益事業の用に供するとき。
- (3) 事務又は事業の遂行上その他公益上特に必要があるとき。